



千建産連発第71号

令和4年9月30日

各構成団体の長 様

千葉県建設産業団体連合会

会長 高橋 順一

(公印省略)

工事及び委託業務における歩掛決定試行要領の改正について

標記について、千葉県農林水産部耕地課長より、別添のとおり改正する旨、通知がありました。

つきましては、ご多用の折恐縮ですが、貴団体会員への周知方、よろしくお願い申し上げます。

耕 第 9 6 5 号  
令和 4 年 9 月 2 7 日

千葉県建設産業団体連合会 会長 様

千葉県農林水産部耕地課長  
( 公 印 省 略 )

工事及び委託業務における歩掛決定試行要領の改正について

日頃から、農業農村整備事業の実施に際し、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、「工事及び委託業務における歩掛決定試行要領」について下記のとおり改正しましたので、通知します。

各会員の皆様に御周知をお願いいたしますとともに、引き続き、農業農村整備事業の推進に御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 適用日 令和 4 年 1 0 月 1 日以降に公告又は指名通知を行うもの  
なお、通知日以前に見積依頼を行ったものは改正前の「工事及び委託業務における歩掛決定試行要領」によるものとする。
- 2 改正内容 別添のとおり



担 当  
耕地課 基盤整備室  
担当者名：小柳  
電 話：043-223-2847  
E-Mail:kou-sekkei@pref.chiba.lg.jp

# 工事及び委託業務における歩掛決定試行要領

令和元年7月24日制定

令和4年9月27日改正

## 第1条 趣旨

この要領は、千葉県が発注する農業農村整備事業に係る工事及び委託業務の設計価格積算において、県が適用する積算基準等によることが困難な場合における歩掛の設定に関し必要な事項を定めるものである。

## 第2条 工事及び委託業務の歩掛等決定優先順位

- (1) 土地改良工事積算基準（農林水産省）
- (2) 千葉県独自分積算基準（農業農村整備事業）
- (3) 県土整備部等の積算基準
- (4) 工事価格等特別調査
- (5) 見積り

## 第3条 工事価格等特別調査

新技術・新工法等のため積算基準（歩掛）が設定されていない場合は、県土整備部技術管理課が定める「工事費等価格特別調査（臨時調査）」を参考に特別調査を実施するものとする。

## 第4条 工事一式及び委託業務一式の見積り

### 1 適用

工事一式及び委託業務一式の見積りについては、「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」（令和4年3月24日付け建不第1383号）及び「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」の適切な運用について（通知）」（令和4年6月6日付け建不第189号、技第172号）によるものとする。

## 第5条 工事（修繕を除く）の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として3者以上とする。ただし、施工可能業者が特定され、基準を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に施工箇所・施工期間・施工数量・施工条件・現場条件・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち最高額及び最低額となる見積書を除外し、残りの見積書で平均値を算出する。ただし、提出された見積書が3者以下の場合は除外を行わない。
- (3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し別途検討を行う。

## 第6条 工事（修繕）の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 適用範囲

本条は、工事のうち施設機械又は電気設備等の修繕に係る見積りについて対象とする。

修繕とは、既設設備等の使用価値及び効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とする（多少の改良加工がある場合も含む）ものであることから、その性質上、施工内容が限定されると考えられるため、本要領で定める一般的な工事の歩掛決定方法とは区別するものとする。

### 2 見積りの依頼

見積りの依頼については、第5条1項によるものとする。

### 3 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し別途検討を行う。

## 第7条 委託業務の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として3者以上とする。
- (2) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に業務の目的、業務箇所・業務期間・現地条件・作業項目・作業内容・作業数量・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。
- (3) 他者との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無等を確認する。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち、平均的又は最頻度となった見積書を参考に歩掛を決定する。なお、平均的とは平均値に最も近い見積り価格とし、最頻度とは過半数以上が同一の見積り価格とする。

## 第8条 留意事項

提出された見積書の内容を十分に確認し、特に見積り価格が大きい場合や、発注金額に占める見積り価格の割合が大きい場合等は、見積り徴取した相手方に対し、より詳細なヒアリングの実施や、類似品、類似工法や類似作業及び過去の実績等との比較や見積り数を増やす等（千葉県建設工事指名業者選定基準と同一以上等）、妥当性の検証を厳密に行うものとする。

## 第9条 報告

工事の施工歩掛の見積りを行った場合には、見積り内容・見積り徴取業者数・見積り結果等を整理した資料を耕地課基盤整備室（設計）に提出するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和元年7月24日以降に適用する。

なお、「工事及び委託業務における歩掛り決定試行要領」（平成22年3月31日付け耕第1675号）は廃止する。

2 この要領は、令和4年10月1日以降に適用する。

なお、見積依頼業者の選定に当たって、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程に基づく指名業者選定審査会に諮ることを妨げるものではない。

# 工事及び委託業務における歩掛決定試行要領

令和元年7月24日制定

令和4年9月27日改正

## 第1条 趣旨

この要領は、千葉県が発注する農業農村整備事業に係る工事及び委託業務の設計価格積算において、県が適用する積算基準等によることが困難な場合における歩掛の設定に関し必要な事項を定めるものである。

## 第2条 工事及び委託業務の歩掛等決定優先順位

- (1) 土地改良工事積算基準（農林水産省）
- (2) 千葉県独自積算基準（農業農村整備事業）
- (3) 県土整備部等の積算基準
- (4) 工事価格等特別調査
- (5) 見積り

## 第3条 工事価格等特別調査

新技術・新工法等のため積算基準（歩掛）が設定されていない場合は、県土整備部技術管理課が定める「工事費等価格特別調査（臨時調査）」を参考に特別調査を実施するものとする。

## 第4条 工事一式及び委託業務一式の見積り

### 1 適用

工事一式及び委託業務一式の見積りについては、「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」（令和4年3月24日付け建不第1383号）及び「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」の適切な運用について（通知）」（令和4年6月6日付け建不第189号、技第172号）によるものとする。

## 第5条 工事（修繕を除く）の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として3者以上とする。ただし、施工可能業者が特定され、基準を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に施工箇所・施工期間・施工数量・施工条件・現場条件・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち最高額及び最低額となる見積書を除外し、残りの見積書で平均値を算出する。ただし、提出された見積書が3者以下の場合は除外を行わない。
- (3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し別途検討を行う。

## 第6条 工事（修繕）の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 適用範囲

本条は、工事のうち施設機械又は電気設備等の修繕に係る見積りについて対象とする。修繕とは、既設設備等の使用価値及び効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とする（多少の改良加工がある場合も含む）ものであることから、その性質上、施工内容が限定されると考えられるため、本要領で定める一般的な工事の歩掛決定方法とは区別するものとする。

### 2 見積りの依頼

見積りの依頼については、第5条1項によるものとする。

### 3 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し別途検討を行う。



## 第7条 委託業務の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として3者以上とする。
- (2) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に業務の目的、業務箇所・業務期間・現地条件・作業項目・作業内容・作業数量・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。
- (3) 他者との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無等を確認する。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積り価格を算出する。
- (2) 見積り価格のうち、平均的又は最頻度となった見積書を参考に歩掛を決定する。なお、平均的とは平均値に最も近い見積り価格とし、最頻度とは過半数以上が同一の見積り価格とする。

## 第8条 留意事項

提出された見積書の内容を十分に確認し、特に見積り価格が大きい場合や、発注金額に占める見積り価格の割合が大きい場合等は、見積り徴取した相手方に対し、より詳細なヒアリングの実施や、類似品、類似工法や類似作業及び過去の実績等との比較や見積り数を増やす等(千葉県建設工事指名業者選定基準と同一以上等)、妥当性の検証を厳密に行うものとする。

## 第9条 報告

工事の施工歩掛の見積りを行った場合には、見積り内容・見積り徴取業者数・見積り結果等を整理した資料を耕地課基盤整備室(設計)に提出するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和元年7月24日以降に適用する。  
なお、「工事及び委託業務における歩掛り決定試行要領」(平成22年3月31日付け耕第1675号)は廃止する。

2 この要領は、令和4年10月1日以降に適用する。

なお、見積依頼業者の選定に当たって、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程に基づく指名業者選定審査会に諮ることを妨げるものではない。

工事及び委託業務における歩掛決定試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 工事価格等特別調査                      新技術・新工法等のため積算基準（歩掛）が設定されていない場合は、県土整備部技術管理課が定める「工事費等価格特別調査（臨時調査）」を参考に特別調査を実施するものとする。                      (削除)</p> <p>第4条 工事 (削除) 一式及び委託業務一式の見積り</p> <p>1 適用                      工事一式及び委託業務一式の見積りについては、「公共工事等の見積りに関する事務取扱要領」（令和4年3月24日付け建不第1383号）及び「公共工事等の見積りに関する事務取扱要領」の適切な運用について（通知）」（令和4年6月6日付け建不第189号、技第172号）によるものとする。</p> <p>2 工事一式の見積りによる採用歩掛の決定 (全文削除)</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 工事価格等特別調査                      新技術・新工法等のため積算基準（歩掛）が設定されていない場合は、県土整備部技術管理課が定める「工事費等価格特別調査（臨時調査）」を参考に特別調査を実施するものとする。                      ただし、当面の試行運用として、工事の該当工種の設計金額が1千万円以上の案件を対象に実施することができるものとする。</p> <p>第4条 工事（修繕を除く）一式及び委託業務一式の見積り</p> <p>1 適用                      工事一式及び委託業務一式の見積りについては、「公共工事等の見積りに関する事務取扱要領」（平成22年3月17日付け建不第1571号）によるものとする。                      ただし、「公共工事等の見積りに関する事務取扱要領」第5条（見積書の積算への反映）に関して、工事一式の見積りによる採用歩掛の決定については本要領第4条2項によるものとする。</p> <p>2 工事一式の見積りによる採用歩掛の決定                      (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。                      (2) 見積価格のうち最高額及び最低額となる見積書を除外し、残</p>

<p>第5条 工事（修繕を除く）の部分的な歩掛に係る見積り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積りの依頼 省略</li> <li>2 採用歩掛の決定</li> </ol> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し別途検討を行う。</p> <p>第6条 工事（修繕）の（削除）部分的な歩掛に係る見積り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用範囲～2 見積りの依頼 省略</li> <li>3 採用歩掛の決定</li> </ol> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課担当室・班へ報告し</p>	<p>りの見積りで平均値を算出する。ただし、提出された見積書が3者以下の場合は除外を行わない。</p> <p>(3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用歩掛の決定に当たっては妥当性を所属内で検討の上、疑義が生じた場合は耕地課へ報告し別途検討を行う。</p> <p>第5条 工事（修繕を除く）の部分的な歩掛に係る見積り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積りの依頼 省略</li> <li>2 採用歩掛の決定</li> </ol> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を行う。</p> <p>第6条 工事（修繕）の一式又は部分的な歩掛に係る見積り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用範囲～2 見積りの依頼 省略</li> <li>3 採用歩掛の決定</li> </ol> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を</p>
---	--

<p>別途検討を行う。</p> <p>第7条 委託業務の部分的な歩掛に係る見積り</p> <p>1 見積りの依頼</p> <p>(1) 見積依頼業者数は、原則として<b>3者以上とする。</b></p> <p><b>(全文削除)</b></p> <p>(2) 見積依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に<b>業務の目的、業務箇所・業務期間・現地条件・作業項目・作業内容・作業数量・見積様式等、詳細な条件を示すものとする。</b></p> <p>(3) 他者との<b>乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴集した相手方に、見積条件の錯誤の有無等を確認する。</b></p> <p>2 採用歩掛の決定</p> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各者の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 見積価格のうち、<b>平均的又は最頻度となった見積書を参考にした歩掛を決定する。なお、平均的とは平均値に最も近い見積価格とし、最頻度とは過半数以上が同一の価格とする。</b></p>	<p>行う。</p> <p>第7条 委託業務の部分的な歩掛に係る見積り</p> <p>1 見積りの依頼</p> <p>(1) 見積依頼業者数は、原則として千葉県建設工事指名業者選定基準による指名業者数とする。</p> <p>(2) 見積依頼業者の選定については、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程に基づく指名業者選定審査会に諮るものとする。</p> <p>(3) 見積依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に業務箇所・業務期間・現地条件・作業項目・作業数量・見積様式等、詳細な条件を示すものとする。</p> <p>2 採用歩掛の決定</p> <p>(1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。</p> <p>(2) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を行う。</p>
--	---

第8条 留意事項

提出された見積書の内容を十分に確認し、特に見積価格が大きい場合や、発注金額に占める見積価格の割合が大きい場合や、類似工法や類似作業及び過去の実績等との比較や見積り数を増やす等（千葉県建設工事指名業者選定基準と同一以上等）、妥当性の検証を厳密に行うものとする。

第9条 省略

附則

- 1 省略
- 2 この要領は、令和4年10月1日以降に適用する。  
なお、見積依頼業者の選定に当たって、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程に基づく指名業者選定審査会に諮ること  
を妨げるものではない。

第8条 妥当性の検証

見積対象額が大きい場合や、発注金額に占める見積金額の割合が大きい場合等は、見積徴取した相手方に対しより詳細なヒアリングの実施や、類似品・類似工法・過去実績等との比較といった妥当性の検証を厳密に行うものとする

第9条 報告

附則

- 1 省略  
(新規)

## 工事及び委託業務における歩掛決定試行要領

令和元年7月24日制定

### 第1条 趣旨

この要領は、千葉県が発注する農業農村整備事業に係る工事及び委託業務の設計価格積算において、県が適用する積算基準等によることが困難な場合における歩掛の設定に関し必要な事項を定めるものである。

### 第2条 工事及び委託業務の歩掛等決定優先順位

- (1) 土地改良工事積算基準（農林水産省）
- (2) 千葉県独自分積算基準（農業農村整備事業）
- (3) 県土整備部等の積算基準
- (4) 工事価格等特別調査
- (5) 見積り

### 第3条 工事価格等特別調査

新技術・新工法等のため積算基準（歩掛）が設定されていない場合は、県土整備部技術管理課が定める「工事費等価格特別調査（臨時調査）」を参考に特別調査を実施するものとする。

ただし、当面の試行運用として、工事の該当工種の設計金額が1千万円以上の案件を対象に実施することができるものとする。

### 第4条 工事（修繕を除く）一式及び委託業務一式の見積り

#### 1 適用

工事一式及び委託業務一式の見積りについては、「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」（平成22年3月17日付け建不第1571号）によるものとする。

ただし、「公共工事等見積りに関する事務取扱要領」第5条（見積書の積算への反映）に関して、工事一式の見積りによる採用歩掛の決定については本要領第4条2項によるものとする。

## 2 工事一式の見積りによる採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。
- (2) 見積価格のうち最高額及び最低額となる見積書を除外し、残りの見積書で平均値を算出する。ただし、提出された見積書が3者以下の場合は除外を行わない。
- (3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用歩掛の決定に当たっては妥当性を所属内で検討の上、疑義が生じた場合は耕地課へ報告し別途検討を行う。

## 第5条 工事（修繕を除く）の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として3者以上とする。ただし、施工可能業者が特定され、基準を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に施工箇所・施工期間・施工数量・施工条件・現場条件・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。
- (2) 見積価格のうち最高額及び最低額となる見積書を除外し、残りの見積書で平均値を算出する。ただし、提出された見積書が3者以下の場合は除外を行わない。
- (3) 算出した平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を行う。

## 第6条 工事（修繕）の一式又は部分的な歩掛に係る見積り

### 1 適用範囲

本条は、工事のうち施設機械又は電気設備等の修繕に係る見積りについて対象とする。

修繕とは、既設設備等の使用価値及び効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とする（多少の改良加工がある場合も含む）ものであることから、その性質上、施工内容が限定されると考えられるため、本要領で定める一般的な工事の歩掛決定方法とは区別するものとする。



## 2 見積りの依頼

見積りの依頼については、第5条1項によるものとする。

## 3 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。
- (2) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を行う。

## 第7条 委託業務の部分的な歩掛に係る見積り

### 1 見積りの依頼

- (1) 見積り依頼業者数は、原則として千葉県建設工事指名業者選定基準による指名業者数とする。
- (2) 見積り依頼業者の選定については、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程に基づく指名業者選定審査会に諮るものとする。
- (3) 見積り依頼業者が適切な見積りを行えるよう、依頼時に業務箇所・業務期間・現地条件・作業項目・作業数量・見積り様式等、詳細な条件を示すものとする。

### 2 採用歩掛の決定

- (1) 提出された見積書の歩掛に、県の農業農村整備事業で適用する設定単価を適用して、各社の見積価格を算出する。
- (2) 見積価格のうち最低値となった見積書の歩掛を採用する。採用に当たって疑義が生じた場合は、耕地課へ報告し別途検討を行う。

## 第8条 妥当性の検証

見積り対象額が大きい場合や、発注金額に占める見積り金額の割合が大きい場合等は、見積り徴取した相手方に対しより詳細なヒアリングの実施や、類似品・類似工法・過去実績等との比較といった妥当性の検証を厳密に行うものとする。

## 第9条 報告

工事の施工歩掛の見積りを行った場合には、見積り内容・見積り徴取業者数・見積り結果等を整理した資料を耕地課基盤整備室（設計）に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月24日以降に適用する。

なお、「工事及び委託業務における歩掛り決定試行要領」（平成22年3月31日付け耕第1675号）は廃止する。